

最高裁秘書第70号

令和3年1月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年11月16日付け（同月18日受付、第020661号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所長官事務打合せ開催要領（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所長官事務打合せ席図（片面で1枚）
- (3) 高裁長官事務打合せ 全体協議について（片面で1枚）
- (4) 令和2年11月高等裁判所長官事務打合せ結果概要（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年11月19日（木）及び20日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)\時間	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00
19日 (木)			個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
20日 (金)	個別協議		個別協議	

高等裁判所長官事務打合せ席図

令和2年11月19日 (木)
最高裁判所中会議室

裁判所調査官 経理局主計課長 人事局参事官 人事局任用課長

総務局第三課長 総務局第二課長 総務局参事官 総務局参事官 情報政策課室長

扉

家庭局第一課長 行政局第一課長 刑事局第一課長 民事局第一課長

経理局総務課長 人事局総務課長 総務局参事官 総務局第一課長

窓

総務局長 事務総長 最高裁長官 首席調査官

経理局長

人事局長

刑事局長

民事・行政局長

秘書課長

家庭局長

審議官

情報政策課長

マイク

カメラ

ディスプレイ

高裁長官事務打合せ 全体協議について

(令和2年11月19日開催)

1 開議

2 長官挨拶

3 所管事項説明

4 協議

(1) 裁判所における中長期的課題について（60分）

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応の在り方等について（45分）

令和2年11月高等裁判所長官事務打合せ結果概要

最近の裁判所の様々な課題について、事務総局から所管事項について説明がされ、意見交換を行った。特に下記の項目について重点的に意見交換した。

1 裁判所における中長期的課題について

裁判所をより活力のある組織としていくため、職員各層、とりわけ裁判官が、我が国の社会経済情勢の変化等を見据えて、中長期的観点から、組織的課題に対して主体的に検討し、実践していくための方策等について意見交換を行った。取組を進めていくに当たっては、裁判事務に関連する種々の具体的課題等の検討の中で、上記の観点を踏まえつつ、議論を深めていくことの必要性や重要性等が指摘された。

2 新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応の在り方等について

感染拡大の防止と司法機関としての適切な機能の維持をどのように両立させていくかが重要であり、4月の緊急事態宣言時とは異なり、本感染症に関する科学的知見がある程度明らかになってきており、現在、最高裁判所において、専門家の助言を得て、裁判所における感染防止対策の在り方について整理が進められ、裁判所の感染防止対策が効果的に実施されていることに照らすと、今後の感染拡大の状況等によらざるを得ない部分はあるが、緊急事態宣言時やその後の経験を踏まえ、感染防止対策を徹底しつつ、裁判手続の運用上の工夫を行いながら業務を継続していくことができるのではないかとの意見が複数出され、おおむね異論はなかった。

また、仮に一定の業務の縮小が避けられない場合であっても、在宅勤務等も活用した上で、できる限り多くの業務を行っていくことが求められることから、各庁において在宅勤務を更に活用するための試行をしたり、業務の切り出しを行ったりするなどの検討が進められている旨が報告された。

さらに、新型コロナウイルス感染症への裁判所の対応について、地域社会、当事者・利用者の理解を得ることが重要であり、引き続き、関係機関等への説明や意見

交換が必要である旨の意見が出された。